

令和6年 第2回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年2月13日(火) 午後1:30~3:30

2. 場 所 : 役場庁舎 2階委員会室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (1人) 2番佐藤哲

5. 会議書記 事務局主事 服部 獨

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第3号

農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第4 議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(令和6年第2回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、6番荻沢委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番谷地村職務代理並びに7番橋端委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	日程第3議案第3号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。 受付番号第1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 議案第3号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 今回の案件は使用貸借が1件となります。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですのでそれぞれ補足説明をいたします。 3ページをお開きください。 受付番号第1号についてご説明いたします。 所有者は遺贈、祖父から遺言書により農地を取得し現在は村外に在住しているが、耕作・管理は両親が行っています。 所有者は兄、耕作者は妹の夫という関係にあり、新規で農業を行うにあたり、義理の両親が管理していた農地の一部を引継ぎ、新規で農業を始めるため、申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当し

	<p>ないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案、許可申請書、営農計画書、位置図を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>また、農地を新規で貸借することになるため、1/31に耕作者と面談し営農計画書等について確認を行っております。</p> <p>以上で受付番号第1号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>受付番号第1号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第1号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第4議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第3号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください。</p> <p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は使用貸借が1件、賃貸借が2件となります。</p> <p>農地の所在、面積等は議案に記載のとおりですので補足説明をいたします。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>受付番号第3号についてご説明いたします。</p> <p>以前、所有者は他の耕作者と相対契約を結んでいたが、返還されたので近隣で周辺にまとまった農地を経営している耕作者へ声掛けをしたところ、両者の意見が合致したため、申請されたものです。</p> <p>議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第3号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を8番工藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第4号、受付番号第3号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>耕作者は申請地の近隣に農地を所有しました、他の所有者からも農地を借りており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため申請されたものです。</p>

	現地の状況から周辺農地への支障は無く、また耕作放棄地防止 及び 景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 受付番号第3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第3号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第4号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	12ページをお開きください。 受付番号第4号についてご説明いたします。 所有者の父が生前に耕作者と相対契約を結んでおり、その後相続により農地を取得し、相対契約からの切り替えのため申請されたものです。 議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第4号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を4番下村委員から報告を求めます。
事務局	議案第4号、受付番号第4号について現地調査の結果を報告します。 耕作者は申請地の近隣の所有者からも農地を借りており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため申請されたものです。 現地の状況から周辺農地への支障は無く、また耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより採決いたします。受付番号第4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。

	<p>よって、受付番号第5号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>16ページをお開きください。</p> <p>受付番号第5号についてご説明いたします。</p> <p>所有者は労働力不足のため耕作できずにより、耕作者は申請地以外にも周辺にまとまった農地を耕作しており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため申請されたものです。</p> <p>議案、農用地利用集積計画の写し、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第5号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の説明に関連して、現地調査の結果を8番工藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第4号、受付番号第5号について現地調査の結果を報告します。</p> <p>耕作者は申請地を中心に経営規模拡大しており、農作業の効率化を図るため申請されたものです。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また耕作放棄地防止 及び 景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>受付番号第5号は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、受付番号第5号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で本日の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和6年第2回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 2月 13日

議 長 日向將行

署名者 谷地村久人

署名者 橋端秀作